

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7041955号
(P7041955)

(45)発行日 令和4年3月25日(2022.3.25)

(24)登録日 令和4年3月16日(2022.3.16)

(51)国際特許分類

G 0 6 Q	20/32 (2012.01)	F I	G 0 6 Q	20/32	3 0 0
G 0 6 Q	30/06 (2012.01)		G 0 6 Q	30/06	
G 0 7 G	1/12 (2006.01)		G 0 7 G	1/12	3 6 1 C

請求項の数 14 (全20頁)

(21)出願番号 特願2018-107753(P2018-107753)
(22)出願日 平成30年6月5日(2018.6.5)
(65)公開番号 特開2019-3634(P2019-3634A)
(43)公開日 平成31年1月10日(2019.1.10)
審査請求日 令和3年3月8日(2021.3.8)
(31)優先権主張番号 特願2017-114680(P2017-114680)
(32)優先日 平成29年6月9日(2017.6.9)
(33)優先権主張国・地域又は機関
日本国(JP)

(73)特許権者 517205701
一般社団法人大下ITビジネス研究会
東京都港区南青山二丁目2番8号
(74)代理人 100132621
弁理士 高松 孝行
(74)代理人 100123364
弁理士 鈴木 徳子
(72)発明者 中山 健
東京都港区南青山二丁目2番8号 一般
社団法人大下ITビジネス研究会内
審査官 塩澤 如正

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 決済システム

(57)【特許請求の範囲】**【請求項1】**

顧客に所持される携帯端末と、

各店舗が提供するサービスまたは販売する商品に関するサービス等情報が格納されたサービス等データベースと当該サービス等データベースから前記顧客がいる店舗のサービス等データを抽出するサービス等情報抽出手段とを有するサービス等情報サーバと、

各店舗内にある店舗内端末と、

決済機能を有する決済手段と、

がネットワークを介して接続された決済システムであって、

前記携帯端末は、前記顧客が受けたサービスまたは購入した商品に関する顧客履歴情報を有し、

前記顧客がいる店舗を特定できる店舗データを前記サービス等情報サーバに送信し、

前記サービス等情報サーバから送信されたサービス等情報を表示すると共に、当該サービス等情報のうち、前記顧客が指定した特定サービス等情報を前記店舗内端末に送信し、

前記店舗内端末から送信された、前記顧客への前記特定サービス等情報に対応するサービスの提供または商品の譲渡が完了したことを示す完了データに基づき、前記特定サービス等情報を前記決済サーバに送信すると共に、前記特定サービス等情報を前記顧客履歴情報を追加し、

前記サービス等情報サーバは、前記携帯端末から送信された店舗データに基づき、当該店舗データに対応する店舗のサービス等情報を前記サービス等データベースから抽出して、

前記携帯端末に送信し、

前記店舗情報端末は、前記携帯端末から送信された特定サービス等情報を表示すると共に、前記店舗の従業員または前記顧客により入力された前記完了データを前記携帯端末に送信し、

前記決済手段は、前記携帯端末から送信された特定サービス等情報に基づいて決済を行う、ことを特徴とする決済システム。

【請求項 2】

顧客に所持される携帯端末と、

各店舗が提供するサービスまたは販売する商品に関するサービス等情報を格納されたサービス等データベースと当該サービス等データベースから前記顧客がいる店舗のサービス等データを抽出するサービス等情報抽出手段とを有するサービス等情報サーバと、

10

各店舗内にある店舗内端末と、

決済機能を有する決済手段と、

がネットワークを介して接続された決済システムであって、

前記携帯端末は、前記顧客がいる店舗を特定できる店舗データを前記サービス等情報サーバに送信し、

前記サービス等情報サーバから送信されたサービス等情報を表示すると共に、当該サービス等情報のうち、前記顧客が指定した特定サービス等情報を前記店舗内端末に送信し、

前記店舗内端末から送信された、前記顧客への前記特定サービス等情報に対応するサービスの提供または商品の譲渡が完了したことを示す完了データに基づき、前記特定サービス等情報を前記決済サーバおよび前記サービス等情報サーバに送信し、

20

前記サービス等情報サーバは、前記顧客が受けたサービスまたは購入した商品に関する顧客履歴情報を有し、

前記携帯端末から送信された店舗データに基づき、当該店舗データに対応する店舗のサービス等情報を前記サービス等データベースから抽出して、前記携帯端末に送信し、

前記携帯端末から送信された前記特定サービス等情報を当該顧客履歴情報に追加し、

前記店舗情報端末は、前記携帯端末から送信された特定サービス等情報を表示すると共に、前記店舗の従業員または前記顧客により入力された前記完了データを前記携帯端末に送信し、

前記決済手段は、前記携帯端末から送信された特定サービス等情報に基づいて決済を行う、ことを特徴とする決済システム。

30

【請求項 3】

顧客に所持される携帯端末と、

各店舗が提供するサービスまたは販売する商品に関するサービス等情報を格納されたサービス等データベースと当該サービス等データベースから前記顧客がいる店舗のサービス等データを抽出するサービス等情報抽出手段とを有するサービス等情報サーバと、

各店舗内にある店舗内端末と、

決済機能を有する決済手段と、

がネットワークを介して接続された決済システムであって、

前記携帯端末は、前記顧客がいる店舗を特定できる店舗データを前記サービス等情報サーバに送信し、

前記サービス等情報サーバから送信されたサービス等情報を表示すると共に、当該サービス等情報のうち、前記顧客が指定した特定サービス等情報を前記店舗内端末に送信し、前記店舗内端末から送信された、前記顧客への前記特定サービス等情報に対応するサービスの提供または商品の譲渡が完了したことを示す完了データに基づき、前記特定サービス等情報を前記決済サーバに送信し、

40

前記サービス等情報サーバは、

前記携帯端末から送信された店舗データに基づき、当該店舗データに対応する店舗のサービス等情報を前記サービス等データベースから抽出して、前記携帯端末に送信し、

前記店舗情報端末は、前記携帯端末から送信された特定サービス等情報を表示すると共に

50

、前記店舗の従業員または前記顧客により入力された前記完了データを前記携帯端末に送信し、

前記決済手段は、前記顧客が受けたサービスまたは購入した商品に関する顧客履歴情報を有し、

前記携帯端末から送信された特定サービス等情報に基づいて決済を行うと共に、前記特定サービス等情報を前記顧客履歴情報に追加する、

ことを特徴とする決済システム。

【請求項 4】

前記携帯端末は、少なくとも前記顧客が使用する言語情報を含む前記顧客の個人情報をさらに有し、

前記言語情報に基づいて、前記携帯端末に表示される前記サービス等情報の表現が変更されることを特徴とする請求項 1～3 の何れか 1 項に記載の決済システム。

【請求項 5】

前記サービス等データベースには、店舗に関する店舗情報がさらに格納され、

前記携帯端末は、前記携帯端末の位置情報と、顧客履歴情報に基づいて店舗情報の順番を変更したり、送信されてきた店舗情報のうちのいくつかを削除するという情報処理を行う選別手段とをさらに有し、

当該位置情報を前記サービス等情報サーバに送信し、

前記サービス等情報サーバから送信された店舗情報を、前記選別手段を用いて前記情報処理した後で表示し、

前記サービス等情報サーバは、前記位置情報に基づいて前記サービス等データベースから店舗情報を抽出する店舗抽出手段をさらに有し、

前記店舗抽出手段を用いて、前記携帯端末から送信された前記位置情報に基づいて店舗情報を抽出すると共に、当該店舗情報を前記携帯端末に送信する

ことを特徴とする請求項 1～4 の何れか 1 項に記載の決済システム。

【請求項 6】

前記サービス等データベースには、店舗に関する店舗情報がさらに格納され、

前記携帯端末は、前記携帯端末の位置情報をさらに有し、

当該位置情報を前記サービス等情報サーバに送信し、

前記サービス等情報サーバから送信された店舗情報を表示し、

前記サービス等情報サーバは、顧客履歴情報に基づいて店舗情報の順番を変更したり、送信されてきた店舗情報のうちのいくつかを削除するという情報処理を行う選別手段と、前記位置情報に基づいて前記サービス等データベースから店舗情報を抽出する店舗抽出手段とをさらに有し、

前記店舗抽出手段を用いて、前記位置情報に基づき、前記サービス等データベースから店舗情報を抽出した後に、前記選別手段を用いて前記情報処理された店舗情報を前記携帯端末に送信する

ことを特徴とする請求項 1～4 の何れか 1 項に記載の決済システム。

【請求項 7】

前記携帯端末は、前記顧客から入力された店舗条件を前記位置情報と共に前記サービス等情報サーバに送信し、

前記店舗抽出手段は、前記位置情報および前記店舗条件に基づいて、前記サービス等データベースから店舗情報を抽出することを特徴とする請求項 5 または 6 に記載の決済システム。

【請求項 8】

前記携帯端末は、入力された店舗に関するリクエスト情報を前記携帯端末に入力されたメッセージ情報を前記サービス等情報サーバに送信すると共に、前記店舗内端末に入力されたメッセージ情報を表示し、

前記サービス等情報サーバは、前記リクエスト情報を前記各店舗内端末に送信するリクエスト送信手段と、

10

20

30

40

50

前記リクエスト情報に対してメッセージ情報を送信した店舗内端末と、前記携帯端末との間で、メッセージ情報の送受信を行うメッセージ交換手段とをさらに有し、前記店舗内端末は、前記リクエスト情報および前記携帯端末に入力されたメッセージ情報を表示すると共に、入力されたメッセージ情報を前記サービス等情報サーバに送信することを特徴とする請求項1～4の何れか1項に記載の決済システム。

【請求項9】

前記リクエスト情報は、地域情報を含み、

前記リクエスト送信手段は、前記地域情報に関する店舗内端末にのみ、前記リクエスト情報を送信することを特徴とする請求項8に記載の決済システム。

【請求項10】

前記サービス等情報サーバは、各店舗が定めたリクエスト情報通知条件をさらに有し、前記リクエスト送信手段は、前記リクエスト情報が前記リクエスト情報通知条件を満たす店舗の店舗内端末にのみ、前記リクエスト情報を送信することを特徴とする請求項8に記載の決済システム。

【請求項11】

前記決済サーバは、前記携帯端末からの特定サービス等情報を受信したにもかかわらず、決済が完了していない場合に、未決済情報を前記携帯端末に送信し、

前記携帯端末は、前記未決済情報を表示することを特徴とする請求項1～10の何れか1項に記載の決済システム。

【請求項12】

前記サービス等情報および前記特定サービス等情報には、店舗内でサービスを提供する場所または店舗内に陳列してある商品の場所に関するサービス等位置情報が含まれ、

前記携帯端末は、前記顧客が特定サービス等情報を指定した後に、当該特定サービス等情報に含まれるサービス等位置情報を表示することを特徴とする請求項1～11の何れか1項に記載の決済システム。

【請求項13】

前記サービス等情報および前記特定サービス等情報には、店舗内でサービスを提供する場所または店舗内のレイアウト情報および店舗内に陳列してある商品の場所に関するサービス等位置情報が含まれ、

前記携帯端末は、前記顧客が特定サービス等情報を指定した後に、前記携帯端末の位置情報、前記サービス等位置情報および前記レイアウト情報に基づき、前記携帯端末の位置から前記サービス等位置情報までの経路を表示することを特徴とする請求項1～11の何れか1項に記載の決済システム。

【請求項14】

前記店舗がレストランであり、

前記サービス等情報が、料理のメニューであることを特徴とする請求項1～13の何れか1項に記載の決済システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、レストランや商店等で用いられる決済システムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来は、サービスの提供を受けた後や、商品と引き換えに、レジ等で現金やクレジットカード等での代金を決済していた。また、飲食店等の店舗で提供する飲食物のメニューをその店舗に設置された端末に表示し、顧客がその端末を操作して好みのメニューを選択する。そして、店舗を出るときに、レジ等で端末から入力されたメニューの合計額を自動的に算出し、レジ等で現金やクレジットカード等での代金を決済していた。

【0003】

この他に、例えば、携帯端末と、店舗に設置された発信機器と、サーバと、売上端末とが

10

20

30

40

50

ネットワークを介して接続され、その発信機から発信された信号を携帯端末が受信した場合に、その店舗のメニューデータをサーバから取得して携帯端末に表示させ、顧客がそのメニューから飲食物を選択（オーダー）すると、注文された飲食物をオーダーし、注文された飲食物に対する決済要求が現金決済であると判断した場合に、売上端末に対して顧客が現金決済するための準備処理の実行を要求し、現金決済する準備ができた旨を携帯端末に表示するメニュー提供決済システムが開示されている（特許文献1参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【文献】特開2017-49721号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、従来の決済方法では、レジ操作等を人間が行う必要があり、人件費がかかると共に、入力ミス等が発生する可能性があるという問題点があった。

【0006】

また、特許文献1のメニュー提供決済システムは、複数の発信機器やサーバを店舗内に設置する必要があり、このメニュー提供決済システムを導入するにはそれらの機器を購入等するためのコストや、それらを維持・管理するためのコストがかかるという問題点があった。

20

【0007】

さらに、このメニュー提供決済システムでは、顧客が常時携帯している携帯端末に注文データを入力するようになっているが、それらの有用なデータ（特定の個人が注文したサービスや購入した商品に関するデータ）を活用できていないという問題点があった。例えば、このメニュー提供決済システムでは、発信機からの信号に基づき、顧客が店舗に近づくと広告データを携帯端末に表示するようにしているが、その際に携帯電話を所持している顧客の好みの料理や商品の好み等が反映されることはない。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明の発明者は、上述した問題点に関して鋭意研究・開発を続けた結果、以下のような画期的な決済システムを見出した。

30

【0009】

上述した課題を解決するための本発明の第1の態様は、顧客に所持される携帯端末と、各店舗が提供するサービスまたは販売する商品に関するサービス等情報が格納されたサービス等データベースとサービス等データベースから顧客がいる店舗のサービス等データを抽出するサービス等情報抽出手段とを有するサービス等情報サーバと、各店舗内にある店舗内端末と、決済機能を有する決済手段と、がネットワークを介して接続された決済システムであって、携帯端末は、顧客が受けたサービスまたは購入した商品に関する顧客履歴情報を有し、顧客がいる店舗を特定できる店舗データをサービス等情報サーバに送信し、サービス等情報サーバから送信されたサービス等情報を表示すると共に、サービス等情報のうち、顧客が指定した特定サービス等情報を店舗内端末に送信し、店舗内端末から送信された、顧客への特定サービス等情報に対応するサービスの提供または商品の譲渡が完了したことを示す完了データに基づき、特定サービス等情報を決済サーバに送信すると共に、特定サービス等情報を顧客履歴情報に追加し、サービス等情報サーバは、携帯端末から送信された店舗データに基づき、店舗データに対応する店舗のサービス等情報をサービス等データベースから抽出して、携帯端末に送信し、店舗情報端末は、携帯端末から送信された特定サービス等情報を表示すると共に、店舗の従業員または顧客により入力された完了データを携帯端末に送信し、決済手段は、携帯端末から送信された特定サービス等情報に基づいて決済を行う、ことを特徴とする決済システムにある。

40

【0010】

50

かかる第1の態様では、決済システムの導入費用や、維持・管理コストを低減させることができる。また、携帯端末のみで決済することができるので、顧客が現金を持ち歩く必要がなく、顧客の防犯性を向上させることができる。

【0011】

さらに、顧客が携帯する携帯端末で決済手続が行われるので、顧客が店舗を出る時に決済手続が完了していなかったとしても、その後に決済手続を行うことができる。その結果、料金の支払い忘れや、食い逃げまたは万引き等を防止することができる。

【0012】

本発明の第2の態様は、顧客に所持される携帯端末と、各店舗が提供するサービスまたは販売する商品に関するサービス等情報が格納されたサービス等データベースとサービス等データベースから顧客がいる店舗のサービス等データを抽出するサービス等情報抽出手段とを有するサービス等情報サーバと、各店舗内にある店舗内端末と、決済機能を有する決済手段と、がネットワークを介して接続された決済システムであって、携帯端末は、顧客がいる店舗の店舗データをサービス等情報サーバに送信し、サービス等情報サーバから送信されたサービス等情報を表示すると共に、サービス等情報のうち、顧客が指定した特定サービス等情報を店舗内端末に送信し、店舗内端末から送信された、顧客への特定サービス等情報に対応するサービスの提供または商品の譲渡が完了したことを示す完了データに基づき、特定サービス等情報を決済サーバおよびサービス等情報サーバに送信し、サービス等情報サーバは、顧客が受けたサービスまたは購入した商品に関する顧客履歴情報を有し、携帯端末から送信された店舗データに基づき、店舗データに対応する店舗のサービス等情報をサービス等データベースから抽出して、携帯端末に送信し、携帯端末から送信された特定サービス等情報を顧客履歴情報に追加し、店舗情報端末は、携帯端末から送信された特定サービス等情報を表示すると共に、店舗の従業員または顧客により入力された完了データを携帯端末に送信し、決済手段は、携帯端末から送信された特定サービス等情報に基づいて決済を行う、ことを特徴とする決済システムにある。

10

【0013】

かかる第2の態様では、決済システムの導入費用や、維持・管理コストを低減させることができる。また、携帯端末のみで決済することができるので、顧客が現金を持ち歩く必要がなく、顧客の防犯性を向上させることができる。

20

【0014】

さらに、顧客が携帯する携帯端末で決済手続が行われるので、顧客が店舗を出る時に決済手続が完了していなかったとしても、その後に決済手続を行うことができる。その結果、料金の支払い忘れや、食い逃げまたは万引き等を防止することができる。

30

【0015】

本発明の第3の態様は、顧客に所持される携帯端末と、各店舗が提供するサービスまたは販売する商品に関するサービス等情報が格納されたサービス等データベースとサービス等データベースから顧客がいる店舗のサービス等データを抽出するサービス等情報抽出手段とを有するサービス等情報サーバと、各店舗内にある店舗内端末と、決済機能を有する決済手段と、がネットワークを介して接続された決済システムであって、携帯端末は、顧客がいる店舗の店舗データをサービス等情報サーバに送信し、サービス等情報サーバから送信されたサービス等情報を表示すると共に、サービス等情報のうち、顧客が指定した特定サービス等情報を店舗内端末に送信し、店舗内端末から送信された、顧客への特定サービス等情報に対応するサービスの提供または商品の譲渡が完了したことを示す完了データに基づき、特定サービス等情報を決済サーバに送信し、サービス等情報サーバは、携帯端末から送信された店舗データに基づき、店舗データに対応する店舗のサービス等情報をサービス等データベースから抽出して、携帯端末に送信し、店舗情報端末は、携帯端末から送信された特定サービス等情報を表示すると共に、店舗の従業員または顧客により入力された完了データを携帯端末に送信し、決済手段は、顧客が受けたサービスまたは購入した商品に関する顧客履歴情報を有し、携帯端末から送信された特定サービス等情報に基づいて決済を行うと共に、特定サービス等情報を顧客履歴情報に追加する、ことを特徴とする決

40

50

済システムにある。

【 0 0 1 6 】

かかる第3の態様では、決済システムの導入費用や、維持・管理コストを低減させることができる。また、携帯端末のみで決済することができるので、顧客が現金を持ち歩く必要がなく、顧客の防犯性を向上させることができる。

【 0 0 1 7 】

さらに、顧客が携帯する携帯端末で決済手続が行われるので、顧客が店舗を出る時に決済手続が完了していなかったとしても、その後に決済手続を行うことができる。その結果、料金の支払い忘れや、食い逃げまたは万引き等を防止することができる。

【 0 0 1 8 】

本発明の第4の態様は、携帯端末は、少なくとも顧客が使用する言語情報を含む顧客の個人情報をさらに有し、言語情報に基づいて、携帯端末に表示されるサービス等情報の表現が変更されることを特徴とする第1～第3の態様の何れかに記載の決済システムにある。

【 0 0 1 9 】

かかる第4の態様では、サービス等情報が知らない言語で表示されても、顧客が使っている言語に自動的に変換されるので、容易に注文・決済することができる。

【 0 0 2 0 】

本発明の第5の態様は、サービス等データベースには、店舗に関する店舗情報がさらに格納され、携帯端末は、携帯端末の位置情報を、顧客履歴情報に基づいて店舗情報を情報処理する選別手段とをさらに有し、位置情報をサービス等情報サーバに送信し、サービス等情報サーバから送信された店舗情報を、選別手段を用いて情報処理した後で表示し、サービス等情報サーバは、位置情報を基づいてサービス等データベースから店舗情報を抽出する店舗抽出手段をさらに有し、店舗抽出手段を用いて、携帯端末から送信された位置情報を基づいて店舗情報を抽出すると共に、店舗情報を携帯端末に送信することを特徴とする第1～第4の態様の何れかに記載の決済システムにある。

【 0 0 2 1 】

かかる第5の態様では、顧客履歴情報を活用して、顧客の嗜好や好みの傾向に応じて適切な店舗情報を表示することができる。また、店舗情報を提供する店舗側にとっても、顧客の要望に合わせて店舗情報を表示させることができるので、来店する可能性の高い顧客に対して効率的な宣伝を行うことができる。

【 0 0 2 2 】

本発明の第6の態様は、サービス等データベースには、店舗に関する店舗情報がさらに格納され、携帯端末は、携帯端末の位置情報をさらに有し、位置情報をサービス等情報サーバに送信し、サービス等情報サーバから送信された店舗情報を表示し、サービス等情報サーバは、顧客履歴情報に基づいて店舗情報を情報処理する選別手段と、位置情報を基づいてサービス等データベースから店舗情報を抽出する店舗抽出手段とをさらに有し、店舗抽出手段を用いて、位置情報を基づき、サービス等データベースから店舗情報を抽出した後に、選別手段を用いて情報処理された店舗情報を携帯端末に送信することを特徴とする第1～第4の何れかに記載の決済システムにある。

【 0 0 2 3 】

かかる第6の態様では、顧客履歴情報を活用して、顧客の嗜好や好みの傾向に応じて、より適切な店舗情報を表示することができる。また、店舗情報を提供する店舗側にとっても、顧客の要望に合わせて店舗情報を表示させることができるので、来店する可能性の高い顧客に対して、より効率的な宣伝を行うことができる。

【 0 0 2 4 】

本発明の第7の態様は、携帯端末は、顧客から入力された店舗条件を位置情報と共にサービス等情報サーバに送信し、店舗抽出手段は、位置情報および店舗条件に基づいて、サービス等データベースから店舗情報を抽出することを特徴とする第5または第6に記載の決済システムにある。

【 0 0 2 5 】

10

20

30

40

50

かかる第7の態様では、顧客の嗜好や好みの傾向により合った、より適切な店舗情報を表示することができる。

【0026】

本発明の第8の態様は、携帯端末は、入力された店舗に関するリクエスト情報および携帯端末に入力されたメッセージ情報をサービス等情報サーバに送信すると共に、店舗内端末に入力されたメッセージ情報を表示し、サービス等情報サーバは、リクエスト情報を各店舗内端末に送信するリクエスト送信手段と、リクエスト情報に対してメッセージ情報を送信した店舗内端末と、携帯端末との間で、メッセージ情報の送受信を行うメッセージ交換手段とをさらに有し、店舗内端末は、リクエスト情報および携帯端末に入力されたメッセージ情報を表示すると共に、入力されたメッセージ情報をサービス等情報サーバに送信することを特徴とする第1～第4の何れかに記載の決済システムにある。10

【0027】

かかる第8の態様では、顧客と店舗の従業員との間で、顧客が店舗に行く前に話し合いや条件交渉等を行うことができる。

【0028】

本発明の第9の態様は、リクエスト情報は、地域情報を含み、リクエスト送信手段は、地域情報に関連する店舗内端末にのみ、リクエスト情報を送信することを特徴とする第8の態様に記載の決済システムにある。

【0029】

かかる第9の態様では、地域情報に関連する店舗内端末だけにリクエスト情報を送信することができるので、顧客がいる地域ではない地域において、顧客が店舗に行く前に話し合いや条件交渉等を行うことができる。20

【0030】

本発明の第10の態様は、サービス等情報サーバは、各店舗が定めたリクエスト情報通知条件をさらに有し、リクエスト送信手段は、リクエスト情報がリクエスト情報通知条件を満たす店舗の店舗内端末にのみ、リクエスト情報を送信することを特徴とする第8の態様に記載の決済システムにある。

【0031】

かかる第10の態様では、各店舗が予め定めたリクエスト情報通知条件を満たした場合にのみ、その店舗の店舗内端末にリクエスト情報が送信されるので、顧客が店舗に行く前に話し合いや条件交渉等をより効率的に行うことができる。30

【0032】

本発明の第11の態様は、決済サーバは、携帯端末からの特定サービス等情報を受信したにもかかわらず、決済が完了していない場合に、未決済情報を携帯端末に送信し、携帯端末は、未決済情報を表示することを特徴とする第1～第10の何れかに記載の決済システムにある。

【0033】

かかる第11の態様では、料金の支払い忘れや、食い逃げや万引き等をより確実に防止することができる。

【0034】

本発明の第12の態様は、サービス等情報および特定サービス等情報には、店舗内でサービスを提供する場所または店舗内に陳列してある商品の場所に関するサービス等位置情報が含まれ、携帯端末は、顧客が特定サービス等情報を指定した後に、特定サービス等情報に含まれるサービス等位置情報を表示することを特徴とする第1～第11の態様の何れかに記載の決済システムにある。40

【0035】

かかる第12の態様では、携帯端末に、サービスの提供場所や商品の陳列場所の情報を表示できるので、顧客は迷うことなく、サービスの提供場所や商品の陳列場所に容易に行くことができる。

【0036】

10

20

30

40

50

本発明の第13の態様は、サービス等情報および特定サービス等情報には、店舗内でサービスを提供する場所または店舗内のレイアウト情報および店舗内に陳列してある商品の場所に関するサービス等位置情報が含まれ、携帯端末は、顧客が特定サービス等情報を指定した後に、携帯端末の位置情報、サービス等位置情報およびレイアウト情報に基づき、携帯端末の位置からサービス等位置情報までの経路を表示することを特徴とする第1～第11の態様の何れかに記載の決済システムにある。

【0037】

かかる第13の態様では、携帯端末に、現在位置からサービスの提供場所または商品の陳列場所の経路を表示させることができるので、顧客は迷うことなく、サービスの提供場所や商品の陳列場所により容易に行くことができる。

10

【0038】

本発明の第14の態様は、店舗がレストランであり、サービス等情報が、料理のメニューであることを特徴とする第1～第13の何れかに記載の決済システムにある。

【0039】

かかる第14の態様では、レストランでの注文・決済を容易に行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【0040】

【図1】図1は、実施形態1に係る決済システムの概略図である。

【図2】図2は、実施形態1に係る決済システムの動作を示すフローチャートである。

20

【図3】図3は、実施形態2に係る決済システムの概略図である。

【図4】図4は、実施形態2に係る決済システムの動作を示すフローチャートである。

【図5】図5は、実施形態4に係る決済システムの概略図である。

【図6】図6は、実施形態4に係る決済システムの動作を示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0041】

以下に添付図面を参照して、本発明に係る決済システムの実施形態を説明する。なお、本発明は、以下の実施形態に限定されるものではない。

(実施形態1)

【0042】

図1に、店舗をレストランとした場合の本実施形態に係る決済システムの概略図を示す。
図1に示すように、決済システム1は、顧客が携帯する携帯端末10と、サービス等情報サーバ20と、複数の店舗にそれぞれ設置された店舗内端末30と、決済手段40とで構成されており、これらはネットワーク50を介してそれぞれ接続されている。

30

【0043】

まず、携帯端末10について説明する。携帯端末10は、店舗のメニュー等を表示できる表示部11と、情報を入力することができる入力部12と、顧客が使用する言語情報が含まれる個人情報13と、顧客が以前食した料理に関する情報を含む顧客履歴情報14とを有している。

【0044】

表示部11としては、店舗のメニュー等を表示できるものであれば特に限定されず、例えば液晶パネルであってもよい。入力部12も情報を入力することができるものであれば特に限定されず、例えばキーボードやタッチパネルであってもよく、表示部11と兼ねてもよい。

40

【0045】

個人情報13は、顧客に関する情報であれば特に限定されず、例えば年齢、性別、通常使用する言語等であり、携帯端末10のメモリ(記憶領域)等に記録される。

【0046】

また、顧客履歴情報14は、少なくとも顧客が以前食した料理に関する情報であり、例えば、日本料理やフランス料理等の店舗が提供する料理のカテゴリー、カレーライスなどの料理名、その料理の総カロリー、料理を食べた日時、料理の価格、料理を提供した店舗の

50

位置情報、クーポン等の割引サービス利用の有無、利用した割引サービスの種類、一回の食事で支払った金額、一緒に来店した人数等であり、個人情報 13 と同様に携帯端末 10 のメモリ（記憶領域）等に記録される。

【0047】

携帯端末 10 としては、このような機能を有するものであれば特に限定されず、例えばスマートフォン、スマートフォン以外の携帯電話やタブレット型コンピュータ等が挙げられる。

【0048】

次に、サービス等情報サーバ 20 について説明する。サービス等情報サーバ 20 は、各店舗のメニュー等のサービス等情報 211 が格納されたサービス等データベース 21 と、サービス等情報抽出手段 22 とを有している。10

【0049】

サービス等情報 211 としては、店舗で提供される料理に関する情報であれば特に限定されず、例えば料理の名前、その料理に含まれる栄養素（エネルギー、タンパク質、脂質、炭水化物、無機質、ビタミン、食塩等）、アレルギーの原因となる物質（乳・卵・小麦・そば・落花生・えび・かに等）およびそれらの含有量（栄養価）、料理の価格等である。

【0050】

サービス等データベース 21 およびサービス等情報抽出手段 22 は、サービス等情報 211 を格納することができ、かつ後述する店舗データに基づいて、その店舗データに対応する店舗のサービス等情報 211 を抽出することができるものであれば特に限定されず、例えば市販されているデータベースマネジメントシステム（DBMS）等が挙げられる。20

【0051】

サービス等情報サーバ 20 としては、このような機能を有するものであれば特に限定されず、例えばパーソナルコンピュータ等が挙げられる。

【0052】

さらに、店舗内端末 30 について説明する。店舗内端末 30 は、店舗内に設置（配置）され、携帯端末 10 と同様に店舗内端末表示部 31 と店舗内端末入力部 32 とを有している。ここで、店舗とは、それが独立している店舗であってもよいし、デパートのような施設の場合には、各フロアを一つの店舗としてもよく、適宜設定することができる。

【0053】

店舗内端末表示部 31 と店舗内端末入力部 32 とは、上述した携帯端末 10 の表示部 11 と入力部 12 と同様の機能を有するものであれば特に限定されない。また、店舗内端末 30 としては、店舗内に設置（配置）されるものでこのような機能を備えたものであれば特に限定されず、例えば専用端末でもよいし、スマートフォンやタブレット型コンピュータ等であってもよい。なお、店舗内端末 30 は、同一店舗内に複数設置（配置）されていてもよい。30

【0054】

決済手段 40 は、店舗で提供された料理の料金を決済することができるものであれば特に限定されず、例えばクレジットカード会社や銀行の決済機能、仮想通貨による決済機能、企業が独自に発行するポイントによる決済機能および携帯電話会社によって提供される独自の決済機能等が挙げられる。なお、決済手段 40 は複数存在していてもよい。40

【0055】

ネットワーク 50 は、携帯端末 10 等を接続することができるものであれば特に限定されず（有線・無線を問わない）、例えばインターネット等が挙げられる。

【0056】

次に、決済システム 1 の動作について説明する。図 2 は、本実施形態に係る決済システム 1 の動作フローチャートである。

【0057】

まず、携帯端末 10 に店舗データが入力されると（S1）、その店舗データはサービス等情報サーバ 20 に送信される。ここで店舗データは、顧客がいる店舗を特定することがで50

きる情報であれば特に限定されない。店舗データとしては、例えば店舗に付与された特定の番号でもよいし、住所、バーコードやQRコード（登録商標）のようなマトリクス型二次元コードでもよく、さらには、グローバル・ポジショニング・システム（GPS）やWi-Fi（登録商標）のルータ等により得られる位置情報であってもよい。なお、特定の番号は入力部12であるタッチパネル等により入力され、バーコードやマトリクス型二次元コードは携帯端末10に備えられたカメラ等で撮影することにより入力され、位置情報は携帯端末10に備えられたGPS受信機能等により入力される。

【0058】

店舗データを受信したサービス等情報サーバ20は、サービス等情報抽出手段22により、その店舗データに対応する店舗のメニュー等のサービス等情報211をサービス等データベース21から抽出し（S2）、携帯端末10に送信する。10

【0059】

サービス等情報211を受信すると、携帯端末10は、そのサービス等情報211を表示部11に表示する（S3）。この時に、顧客履歴情報14に基づいて、顧客の嗜好にあった料理を上位に表示させるようにしてもよく、個人情報13に含まれる言語情報に基づいて、メニュー情報の表示を顧客が通常使用している言語に変更してもよい。

【0060】

そして、そのサービス等情報211を見た顧客は、食したい料理（特定サービス等情報）を指定（入力）する（S4）。すると、その特定サービス等情報が店舗内端末30に送信され、店舗内端末30の店舗内端末表示部31に表示される。20

【0061】

その特定サービス等情報を見た店舗の従業員は、その特定サービス等情報が示す料理を作る。そして、その料理を顧客に提供すると、従業員は店舗内端末30に特定サービス等情報が示す料理を提供したことを示す完了データを入力する（S6）。

【0062】

入力された完了データは、携帯端末10に送信される。そして、完了データを受信した携帯端末10は、その特定サービス等情報を決済手段40に送信する。特定サービス等情報を受信した決済手段40は、その料理提供に対する決済を行う（S7）。その後、携帯端末10は、顧客履歴情報14にその特定サービス等情報を追加する（S8）。

【0063】

なお、携帯端末10から決済手段40への特定サービス等情報の送信と、顧客履歴情報14への特定サービス等情報の追加は、同時に行われてもよいし、顧客履歴情報14への特定サービス等情報の追加が完了した後で、携帯端末10から決済手段40への特定サービス等情報の送信が行われてもよい。30

【0064】

このように決済システム1を構成することにより、携帯端末10のみで提供された料理の決済を行うことができるので、顧客が現金を持ち歩く必要がなく、顧客の防犯性を向上させることができる。

【0065】

また、この決済システム1は、新たな設備をほとんど必要としないので、従来の決済システムと比較して、導入費用や、維持・管理コストを低く抑えることができる。40

【0066】

さらに、顧客が持つ携帯端末10で決済手続が行われるので、顧客が店舗を出る時に決済手続が完了していなかったとしても、その後に決済手続を行うことができる。その結果、料金の支払い忘れや、食い逃げ等を防止することができる。

【0067】

なお、決済手続が完了していない場合には、決済手段40から、決済が完了していないことを示す未決済情報を携帯端末10に送信し、携帯端末10に決済が完了していないことを表示させるようにしてもよい。このようにすることにより、料金の支払い忘れや、食い逃げ等をより確実に防止することができる。50

【 0 0 6 8 】

また、決済システム 1 では、個人情報に基づいて、携帯端末 1 0 に表示するメニュー等の表示を変更することができるので、顧客が変更される前の言語を知らなくても、希望の料理を容易に注文・決済することができる。

【 0 0 6 9 】

そして、顧客が使用している携帯端末 1 0 に、その店舗が提供するメニューを表示させることができるので、料理選択の時間を短縮させることができる。また、過去に摂取した栄養価等を携帯端末 1 0 に表示させることができるので、栄養価の偏り等を顧客に注意喚起させることができるので、さらに、過去に摂取した料理の履歴を携帯端末 1 0 に表示させることができるので、顧客は外食の頻度や外食に要した費用等を容易に把握することができる。その結果、これらの情報を家計の支出の抑制・適正化に役立てることができる。10

【 0 0 7 0 】

なお、本実施形態では、携帯端末 1 0 が顧客履歴情報 1 4 を有するように決済システム 1 を構成したが、本発明はこれに限定されない。例えば、サービス等情報サーバが顧客履歴情報を有するように決済システムを構成してもよいし、決済手段が顧客履歴情報を有するように決済システムを構成してもよい。

【 0 0 7 1 】

さらには、携帯端末、サービス等情報サーバおよび決済手段が顧客履歴情報をそれぞれ有するように決済システムを構成してもよいし、これらのうちの 2 つが顧客履歴情報をそれぞれ有するように決済システムを構成してもよい。20

【 0 0 7 2 】

このように構成しても、本実施形態に係る決済システムと同様の効果に加え、複数の機器内に顧客履歴情報が格納されることになるので、何らかの理由による顧客履歴情報の喪失を防止することができる。なお、サービス等情報サーバが顧客履歴情報を有するように決済システムを構成した場合には、完了データを受信した携帯端末が特定サービス等情報をサービス等情報サーバにも送信しなければならないことは言うまでもない。

(実施形態 2)**【 0 0 7 3 】**

実施形態 1 では、本発明の最も基本的な構成について説明したが、本発明はこれに限定されない。例えば、図 3 に示すように、携帯端末 1 0 A は現在の携帯端末 1 0 A の位置情報 1 5 と選別手段 1 6 とをさらに有し、サービス等情報サーバ 2 0 A が、店舗の位置情報等の店舗情報 2 1 2 をさらに格納するサービス等データベース 2 1 A と店舗抽出手段 2 3 とをさらに有するように決済システム 1 A を構成してもよい。30

【 0 0 7 4 】

ここで、位置情報 1 5 とは、携帯端末 1 0 の位置を特定できる情報であれば特に限定されず、例えば G P S (グローバル・ポジショニング・システム) により得られる位置情報でもよいし、周囲の W i F i (登録商標) のアクセスポイントから得られる位置情報であってもよい。

【 0 0 7 5 】

また、選別手段 1 6 とは、顧客履歴情報 1 4 に基づき、詳細は後述するが、サービス等データベース 2 1 A から送信されてきた店舗情報の順番 (優先順位) を変更したり、送信されてきた店舗情報のいくつかを削除したりする等の情報処理をするものをいい、具体的には人工知能 (A I) 等を用いて、このような情報処理を行うプログラム等が挙げられる。40

【 0 0 7 6 】

なお、顧客履歴情報 1 4 に基づき、どのような店舗情報を上位に表示するか、またはどのような店舗情報を削除するかは、適宜設定することができる。例えば、A I が、顧客履歴情報 1 4 に基づいて、顧客が日本食を食べることが多いと判断した場合 (顧客の好みが日本食であると判断した場合) には、日本食を提供する店舗を上位に位置するように順番を変更したり、日本食を提供する店舗以外の店舗情報を削除するようにしてもよい。また、この際に、割引クーポン等を提供している店舗をより上位に表示させるようにしてもよい。50

【 0 0 7 7 】

さらに、店舗情報 212 とは、少なくとも店舗の位置情報を含み、その他に店舗の名称、日本料理やフランス料理等の店舗が提供する料理のカテゴリー、店舗の評判、店舗へのコメント、店舗での食事の平均単価、混んでいる時間帯、割引クーポン、店舗の画像や映像等を含むものである。

【 0 0 7 8 】

そして、店舗抽出手段 23 とは、携帯端末 10A から送信された位置情報 15 と店舗の位置情報（店舗情報 212）に基づいて、所定の条件を満たす店舗の店舗情報 212 を抽出することができるものであれば特に限定されず、サービス等情報抽出手段 22 と同様に、例えば市販されているデータベースマネジメントシステム（DBMS）等で実現することができる。10

【 0 0 7 9 】

ここで、所定の条件（店舗条件）は特に限定されず、予め定められていてもよいし、顧客が設定できるようにしてもよく、具体的には、例えば携帯端末 10A から半径 300m 内に存在する店舗という条件等が挙げられる。なお、その他の構成については、実施形態 1 の決済システムと同様である。

【 0 0 8 0 】

次に、図 4 を参照して、本実施形態に係る決済システム 1A の動作について説明する。図 4 は、本実施形態に係る決済システム 1A の動作を示すフローチャートである。ここで、店舗データが携帯端末 10A に入力された以降の動作については、実施形態 1 に係る決済システム 1 の動作と同様であるので、それ以前の動作について説明する。20

【 0 0 8 1 】

まず、顧客が今いる地点から近いレストランを調べようすると、携帯端末 10A からサービス等情報サーバ 20A に、位置情報 15 が送信される（s1）。

【 0 0 8 2 】

その位置情報 15 を受信したサービス等情報サーバ 20A は、その位置情報 15 に基づき、店舗抽出手段 23 によって所定の条件を満たす店舗の店舗情報 212 を抽出し（s2）、携帯端末 10A に送信する（s3）。

【 0 0 8 3 】

そして、携帯端末 10A は、選別手段 16 により、送信されてきた店舗情報 212 の順番変更等の情報操作を行う（s4）。その後、情報処理された後の店舗情報 212 を表示部 11 に表示する（s5）。なお、表示された店舗情報 212 を選択すると、それが実施形態 1 における店舗データとなる。30

【 0 0 8 4 】

このように決済システム 1A を構成することにより、上述した実施形態 1 の決済システムと同様の効果に加え、顧客履歴情報 14 を活用して、顧客の料理や商品の好み等に応じて最適な店舗情報 212 を表示させることができる。一方、店舗情報 212 を提供する店舗側にとっても、顧客の嗜好に合わせて店舗情報 212 を携帯端末 10A に表示させることができるので、来店する可能性の高い顧客に対して効率的な宣伝を行うことができる。

【 0 0 8 5 】

なお、本実施形態では、選別手段 16 により、送信されてきた店舗情報 212 の順番変更等の情報操作を行うようにしたが、この情報操作を行わなくてもよい。ただし、この場合には、店舗の宣伝効率等が低下するのは言うまでもない。

（実施形態 3）**【 0 0 8 6 】**

実施形態 2 では、携帯端末の位置情報を用いて店舗情報を抽出するようにしたが、本発明はこれに限定されない。

【 0 0 8 7 】

例えば、サービス等情報および特定サービス等情報に、店舗内でサービスを提供する場所または店舗内に陳列してある商品の場所に関するサービス等位置情報や各店舗内のレイア40

ウト情報が含まれ、顧客が特定サービス等情報を指定した後に、そのサービス等位置情報や、顧客がいる場所（携帯端末の位置）から特定サービス等情報内のサービス等位置情報が示す場所までの経路を、携帯端末に表示させるようにしてよい。

【0088】

ここで、「サービス等位置情報」とは、店舗内でサービスを提供する場所または店舗内に陳列してある商品の場所に関する情報であれば特に限定されず、例えばサービスカウンターの位置を示す文章であってもよいし、商品が陳列されている什器の管理番号等であってもよい。また、「レイアウト情報」とは、店舗内のレイアウト（配置・配列）に関する情報であれば特に限定されず、例えば模式図化された店舗内の配置図であってもよい。

【0089】

さらに、「携帯端末に表示される経路」は目的の場所まで顧客を誘導できるものであれば特に限定されず、例えば店舗内のレイアウトと共に、携帯端末の表示部に歩行経路が直線等で表示されるようにしてよいし、携帯端末から出力される音声で誘導するようにしてよい。

10

【0090】

なお、店舗内での携帯端末の位置については、例えば店舗内に複数配置されたWi-Fi（登録商標）のルータ等から得ることができる。

【0091】

本実施形態の決済システムでは、このように、携帯端末に、サービスの提供場所や商品の陳列場所の情報を表示させることができるので、顧客は迷うことなく、サービスの提供場所や商品の陳列場所に容易に行くことができる。

20

【0092】

また、携帯端末に、現在位置からサービスの提供場所または商品の陳列場所の経路を表示させることができるので、顧客は迷うことなく、サービスの提供場所や商品の陳列場所により容易に行くことができる。

（実施形態4）

【0093】

上述した実施形態では、顧客と店舗の従業員との間でコミュニケーションをとることなく決済できるようにしたが、本発明はこれに限定されない。例えば、図5に示すように、サービス等情報サーバ20Bに、リクエスト送信手段25と、メッセージ交換手段26とをさらに有するように決済システム1Bを構成してもよい。なお、その他の構成は、実施形態1に係る決済システムと同様である。

30

【0094】

リクエスト送信手段25とは、携帯端末10に入力されたリクエスト情報を店舗内端末30に送信することができるものであれば特に限定されず、例えばそのような機能を有するプログラム等が挙げられる。

【0095】

ここで、リクエスト情報は、顧客が希望する店舗に関する情報であれば特に限定されず、例えば、地域名、住所、駅名、郵便番号、美容院やレストラン等の業種、提供されるサービスの料金等が挙げられる。なお、リクエスト情報に、地域名、住所、駅名等の地域情報が含まれている場合には、リクエスト送信手段25は、その地域内およびその地域に隣接する地域等にある店舗の店舗内端末にのみリクエスト情報を送信するようにしてよい。地域情報としては、上述したもの以外であっても地域を特定することができる情報であれば特に限定されない。

40

【0096】

また、メッセージ交換手段26は、リクエスト情報に対してメッセージ情報を送信した店舗内端末30と、携帯端末10との間で、メッセージ情報の送受信を行うことができるものであれば特に限定されず、具体的にはそのような機能を有するプログラム等が挙げられる。

【0097】

50

なお、メッセージ交換手段 26 は、携帯端末 10 が 1 つの店舗内端末 30 との間でしかメッセージ情報を送受信できないようにしててもよいし、携帯端末 10 と店舗内端末 30A、および携帯端末 10 と店舗内端末 30B 等のように、携帯端末 10 と複数の店舗内端末との間でメッセージ情報をそれぞれ送受信できるようにしててもよい。この際に、店舗内端末 30B の表示部に、携帯端末 10 と店舗内端末 30A との間のメッセージ情報が表示されないようになっているのは言うまでもない。

【0098】

また、本実施形態では、店舗内端末 30 とその店舗内端末 30 が置かれた店舗の店舗データとは関係づけられており、店舗内端末 30 に入力されたメッセージ情報等から店舗データを抽出（取得）することができるようになっている。具体的には、例えば、店舗内端末 30 に入力されたメッセージ情報に、その店舗内端末 30 が置かれている店舗の店舗データを追加して携帯端末 10 に送信するという方法等が挙げられる。

10

【0099】

ここで、メッセージ情報とは、リクエスト情報に対応して店舗内端末 30 に入力された情報や、店舗内端末 30 から送信されたメッセージに対応して携帯端末 10 に入力された情報等である。具体的には、メッセージ情報としては、例えば「A 駅近辺にあり、中華料理を 1,000 円で提供してくれるレストラン」いうリクエスト情報に対して、ある店舗内端末 30 に入力された「中華丼を 900 円で提供する」という情報や、この「中華丼を 900 円で提供する」という情報に対して、携帯端末 10 に入力された「もっと安くならないか？」という情報等である。

20

【0100】

次に、決済システム 1B の動作について説明する。図 6 は、本実施形態に係る決済システム 1B の動作フローチャートである。ここで、後述するように、店舗データが携帯端末 10 に入力された以降の動作については、実施形態 1 に係る決済システム 1 の動作と同様であるので、それ以前の動作について説明する。

【0101】

まず、リクエスト情報が携帯端末 10 に入力されると（SS1）、リクエスト送信手段 25 によって各店舗内端末 30 にそのリクエスト情報が送信され、各店舗内端末 30 の店舗内端末表示部 31 にリクエスト情報がそれぞれ表示される（SS2）。

30

【0102】

すると、そのリクエスト情報を見た各店舗の従業員のうち、そのリクエストに対応できると考えた店舗 A の従業員は、そのリクエス情報に対するメッセージ情報 M1 をその店舗内端末入力部 32 に入力する（SS3）。

【0103】

その入力されたメッセージ情報 M1 は、メッセージ交換手段 26 により、携帯端末 10 に送信され、携帯端末 10 の表示部 11 に表示される（SS4）。

【0104】

そのメッセージ情報 M1 を見た顧客は、さらに店舗 A の従業員に尋ねたいことがあった場合には、携帯端末 10 の入力部 12 に新たなメッセージ情報 M2 を入力する（SS5）。そのメッセージ情報 M2 は、メッセージ交換手段 26 により、同様にして店舗内端末 30A の店舗内端末表示部 31 に表示される（SS6）。このようなメッセージ交換が、顧客と店舗 A の従業員との間で何らかの合意が得られるか、または合意が得られないことが明らかになるまで続けられる（SS7）。

40

【0105】

そして、合意が得られない場合には、メッセージ情報のやり取りは終了し、新たなリクエスト情報が入力されて再度同様の動作が行われる。一方、合意が得られた場合には、その店舗内端末 30A の置かれた店舗 A の店舗データが、実施形態 1 の店舗データとなり、顧客が店舗 A に行った後は、実施形態 1 に係る決済システムと同様の動作が行われる（SS8）。

【0106】

50

このように決済システム1Bを構成することにより、実施形態1の決済システムの効果に加え、顧客と店舗の従業員との間で、顧客が店舗に行く前に話し合いや条件交渉等（例えばすぐにサービスを受けることができるのかという質問や、値引き交渉等）を行うことができる。

（実施形態5）

【0107】

実施形態4の決済システムでは、リクエスト情報に含まれた地域情報に基づいてリクエスト情報を送信するようにしたが、本発明はこれに限定されない。例えば、サービス等データベースに、各店舗が定めたリクエスト情報通知条件を格納しておき、リクエスト送信手段はリクエスト情報がリクエスト情報通知条件を満たした場合にのみ、そのリクエスト情報通知条件を定めた店舗の店舗内端末にリクエスト情報を送信するようにしてもよい。10

【0108】

ここで、リクエスト情報通知条件とは、リクエスト情報を店舗に通知するか否かを判断するための条件であれば特に限定されない。リクエスト情報通知条件としては、例えば商品およびその価格、サービス内容およびその価格、業種、地域、住所、駅名等が挙げられる。なお、通知条件には、「通知条件を定めない（入力しない）」ことも含まれる。

【0109】

このように決済システムを構成することにより、各店舗が定めたリクエスト情報通知条件を満たした場合にのみ、その店舗の店舗内端末にリクエスト情報が送信されるので、顧客が店舗に行く前に話し合いや条件交渉等をより効率的に行うことができる。20

【0110】

なお、本実施形態では、リクエスト情報通知条件は、サービス等データベースに格納されるようにしたが、サービス等情報サーバ内に存在するのであればその保持方法は特に限定されない。

（他の実施形態）

【0111】

実施形態2の決済システムでは、携帯端末が、顧客履歴情報、位置情報および選別手段を有するように構成したが、本発明はこれに限定されない。例えば、サービス等情報サーバが顧客履歴情報および選別手段を有するように決済システムを構成してもよい。30

【0112】

このように構成することにより、サービス等情報サーバが、携帯端末から送信された携帯端末の位置情報を用いて、実施形態2で説明した情報処理と同様の処理までを行い、情報処理された後の店舗情報を携帯端末に送信することで、実施形態2と同様の効果が得られる。

【0113】

また、上述した実施形態では、サービス等データベースに、サービス等情報と店舗情報とが格納されるようにしたが、これらを別のデータベースに格納したとしても、それらのデータベースは、サービス等データベースの概念に含まれることは明らかである。

【0114】

さらに、実施形態1では、店舗の従業員により完了データが入力されるようになっていたが、本発明はこれに限定されない。40

【0115】

例えば、顧客が完了データを入力するようにしてもよい。具体的には、商品のパッケージ等に記載されたバーコード等のサービスや商品を特定する情報を携帯端末に入力することにより、完了データが入力されるようにしてもよい。ここで、サービスや商品を特定する情報は特に限定されず、例えばサービス名、商品名、商品のパッケージに記載されているバーコードやマトリクス型二次元コード等が挙げられる。

【0116】

このように、顧客によって完了データが入力されても実施形態1の決済システムと同様の効果が得られる。50

【0117】

また、実施形態1では、店舗をレストランとした場合のサービス提供用の決済システムを説明したが、本発明は、商品販売用の決済システムとしても利用することができる。

【0118】

この場合には、上述したサービス等情報や特定サービス等情報等の情報は、商品に関する情報になるのは言うまでもない。例えば、サービス等情報は、商品の名前、その商品に含まれる栄養素（エネルギー、タンパク質、脂質、炭水化物、無機質、ビタミン、食塩等）、アレルギーの原因となる物質（乳・卵・小麦・そば・落花生・えび・かに等）およびそれらの含有量（栄養価）、商品の価格等である。これらは、店舗が取り扱うサービス、商品に応じて適宜設定することができる。

10

【符号の説明】

【0119】

1、1A、1B 決済システム

10、10A 携帯端末

11 表示部

12 入力部

13 個人情報

14 顧客履歴情報

15 位置情報

16 選別手段

20

20、20A、20B サービス等情報サーバ

21、21A サービス情報等データベース

211 サービス等情報

212 店舗情報

22 サービス等情報抽出手段

23 店舗抽出手段

25 リクエスト送信手段

26 メッセージ交換手段

30 店舗内端末

30

31 店舗内端末表示部

32 店舗内端末入力部

40 決済手段

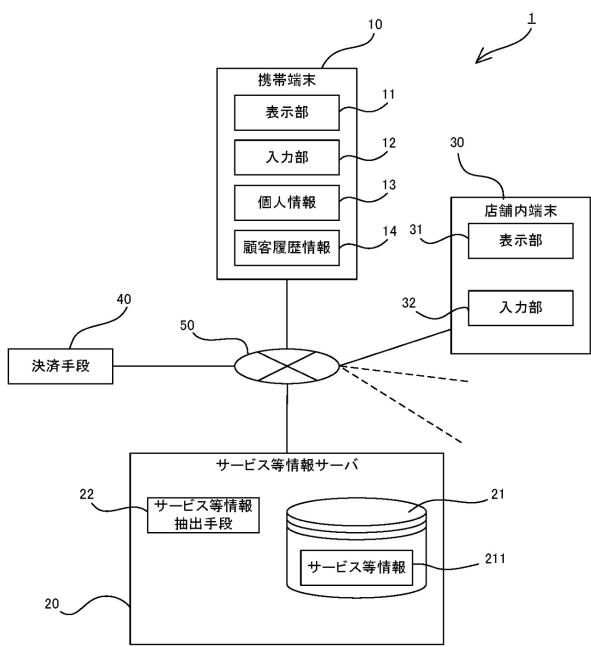
50 ネットワーク

40

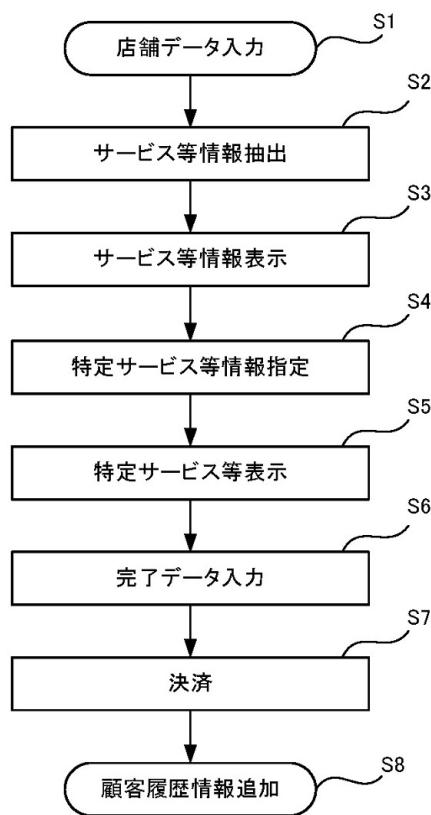
50

【図面】

【図 1】



【図 2】



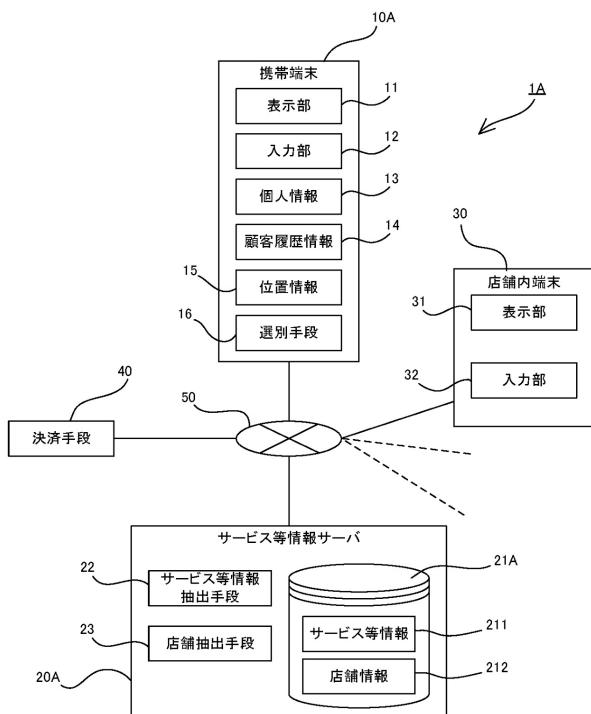
10

20

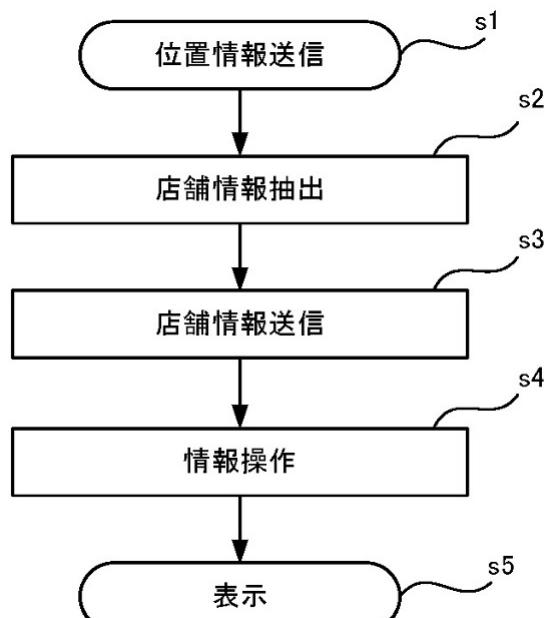
30

40

【図 3】



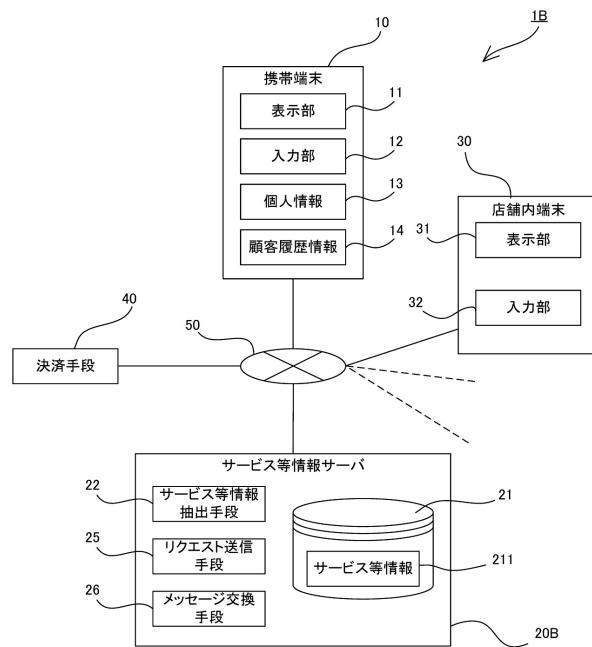
【図 4】



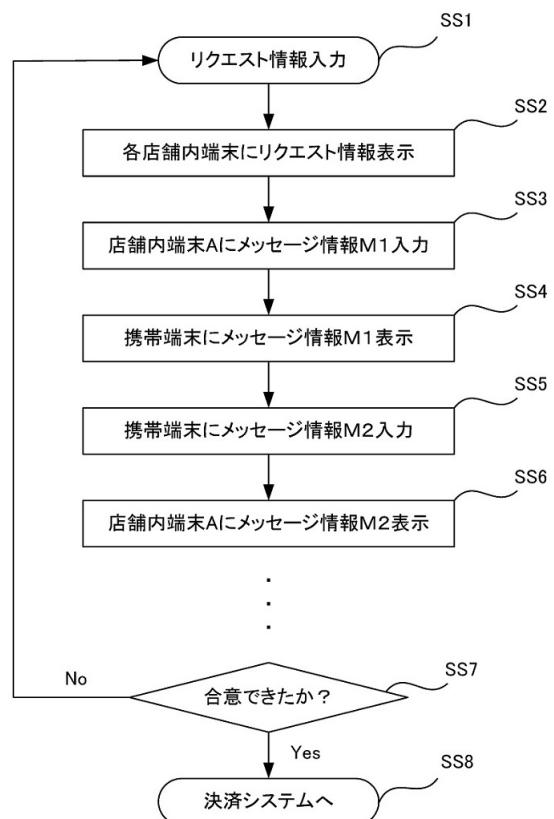
50

50

【図5】



【図6】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2002-123582(JP,A)

特開2017-049721(JP,A)

特開2011-210008(JP,A)

特開2016-173700(JP,A)

特開2002-175480(JP,A)

特開2016-157409(JP,A)

特開2012-185571(JP,A)

米国特許出願公開第2013/0311310(US,A1)

(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00 - 99/00

G07G 1/12